## 和歌山県立医科大学教員選考規程

制 定 昭和 47 年 1 月 25 日和医大規程第 1 号 最終改正 平成 27 年 6 月 5 日和医大規程第 23 号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学(以下「本学」という。)における教授、准教授、専任の講師、 及び助教(以下「教員」という。)の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考)

- 第2条 教員の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 教員が定年又は任期満了により退職し、後任を採用する必要が生じたとき。
  - (2) 教員からの退職の申出を理事長が受理し、後任を採用する必要が生じたとき。
  - (3) 教員の増員又は上位職への振替えの必要が生じたとき。
  - (4) その他教員が欠員となり後任を採用する必要が生じたとき。

(教授の資格)

- 第3条 教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。
  - (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
  - (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
  - (3) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
  - (4) 大学において教授の経歴のある者
  - (5) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
  - (6) 芸術、体育等について、特殊の技能に秀で、教育の経歴がある者
  - (7) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

- 第4条 准教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認め られる者とする。
  - (1) 前条に規定する教授となることができる者
  - (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴がある者
  - (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
  - (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当 する学位を含む。)を有する者
  - (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
  - (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(専任の講師の資格)

- 第5条 専任の講師となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
  - (2) その他特殊な専攻分野について、教育研究上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

- 第6条 助教となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。
  - (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
  - (2) 修業年限を6年又は4年とする大学を卒業した者で、専攻分野について、十分な知識及び経験を有すると認められる者

(選考の方法)

第7条 教員の選考方法については、教育研究審議会において別に定める。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、教育研究審議会の審議を経て学長がこれを行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、昭和47年1月25日から施行する。
- 2 和歌山県立医科大学教員選考基準に関する規程(昭和24年和歌山県立医科大学規程第27号)は、廃止する。

附 則(平成16年4月1日和医大規程第78号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日和医大規程第83号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月23日和医大規程第29号)

- 1 この規程は、平成21年6月23日から施行する。
- 2 保健看護学部については、当分の間、第6条各号に定めるもののほか、修業年限を3年とする大学 等を卒業した者で、専攻分野について十分な知識と経験を有すると認められる者を助教の資格とする ことができる。

附 則

この規程は平成27年6月5日から施行し、改正後の和歌山県立医科大学教員選考規程の規定は、同年4月1日から適用する。